

令和4年12月23日
厚生労働省労働基準局監督課

改善基準告示改正に係る周知リーフレットの送付について

～改善基準告示が改正されます！～

自動車運転者の労働時間等の労働条件については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）等において、その改善を図ってきたところですが、本日付で改善基準告示が改正されました。この度、その内容を運送事業者、自動車運転者、発注者等（貸切バス利用者等の発注者等）に幅広く周知するため、周知用のリーフレットを作成しました。このことを踏まえ、運送事業者が改善基準告示を遵守するためには、運送事業者だけでなく、運送事業者と取引を行う事業者にも、こうした規制があることをご理解いただく必要があります。関係審議会の取りまとめ（参考）においても、「幅広く周知することが適当」とされています。

別添のとおり、リーフレットを送付しますので、旅行業者、旅行業者代理業者、旅行サービス手配業者等に周知いただくようお願いいたします。

（参考）令和4年9月27日付 労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会
報告 抜粋

4 その他

（1）荷主等の関係者に対する周知について

改善基準告示の改正に当たっては、その履行確保を徹底する観点から、改正後速やかに、使用者や自動車運転者のみならず、荷主やいわゆる元請運送事業者、貸切バス利用者等の発注者、貨物自動車利用運送事業者に対し、関係省庁と連携し幅広く周知することが適当である。

【内容物】

・リーフレット

（バス運転者の改善基準告示が改正されます！ A4両面）

以上

問合せ先

厚生労働省労働基準局監督課過重労働特別対策室

多賀谷、前田（内線 5134）

TEL 03-5253-1111